

ケア・サポーターズクラブ佐賀会則

第1条（組織名称） 当会の名称は「ケア・サポーターズクラブ佐賀」とする。

第2条（目的） 当会は国際協力NGOである公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパンのビジョンおよびミッションに賛同し、女性と女子の自立支援を活動の中心にすえたケア・インターナショナル ジャパンの国際協力活動・普及啓発活動への支援を通じて貧困の解決と世界平和に貢献することを目的とする。

第3条（活動） 前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- 1 ケア・インターナショナル ジャパンの活動を支える資金づくりのためのチャリティーイベントなど
- 2 ケア・インターナショナル ジャパンの活動を広く市民につたえるための広報イベントなど
- 3 会員の国際理解を深めるための活動
- 4 他ケア・インターナショナルジャパンの支援組織との連携
- 5 佐賀県内における社会課題の解決を通じて、上記の目的を達成するための活動
- 6 その他上記の目的を達成するための活動

第4条（会員資格） 会の目的を理解し、会則に準じて継続的に活動する意志のある者

第5条（年会費） 年会費は次のとおりとする。

- | | | |
|------|---------|----|
| 正会員 | 12,000円 | ／年 |
| 法人会員 | 30,000円 | ／年 |

第6条（寄付等） 金額の多少にかかわらず、常時受け付けることとする。

第7条（ケア・サポート）

- 1 ケア・インターナショナル ジャパンの活動を支えるため、第5条に定める会費のうち、その6割をケア・インターナショナル ジャパンに収めることとする。但し、納入会費の総額は50万円を下限とする。また、チャリティーイベント等の事業やその他、寄付等についての収益等は実費を差し引いた額をその趣旨に基づいて、ケア・インターナショナル ジャパンに贈る。
- 2 県内及び近隣地域に災害や支援要請等が発生した場合には、役員会の決定をもって寄付や支援等を行うことができる。

第8条（会の運営）

- 1 年1回総会を開き、会の運営に関する以下のような基本的事項を決める。

- (1) 事業計画
 - (2) 収支予算
 - (3) 役員選任
 - (4) 当会規則の改正
- 2 総会は会員総数の3分の1以上の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議事を決する。
- 3 総会の他、必要に応じ役員会を開催し、総会に付託すべき事項及び総会の議決した事項の執行に関する事項を議決し執行する。会の運営費用については、明確に会員に報告する。

第9条（役員）

- 1 当会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	1名
理事	3名
監事	1名
事務局長	1名
- 2 当会には、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 3 役員は総会において選任する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第10条（理事）役員会において一般会員並びに役員退任者の中から理事数名を選任することができる。

第11条（役員会）役員会の議事は過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第12条（事業年度）事業年度は7月1日から翌年6月30日とする。

第13条（事務局）当会の事務局は、特別養護老人ホーム 真心の園内（佐賀県鳥栖市村田町1250-1）に置く。

第14条（設立年月日）当会の設立年月日は、平成28年10月5日とする。

付 則

平成28年 10月 5日より施行
令和 2年 6月30日 改正